

東松山市立地適正化計画に係る 届出の手引き

～ 目 次 ～

1. はじめに	1
2. 都市機能誘導区域に関する届出	3
3. 居住誘導区域に関する届出	10
4. 届出書記載例	16

令和4年9月

東松山市 都市計画課

1. はじめに

(1) 立地適正化計画とは

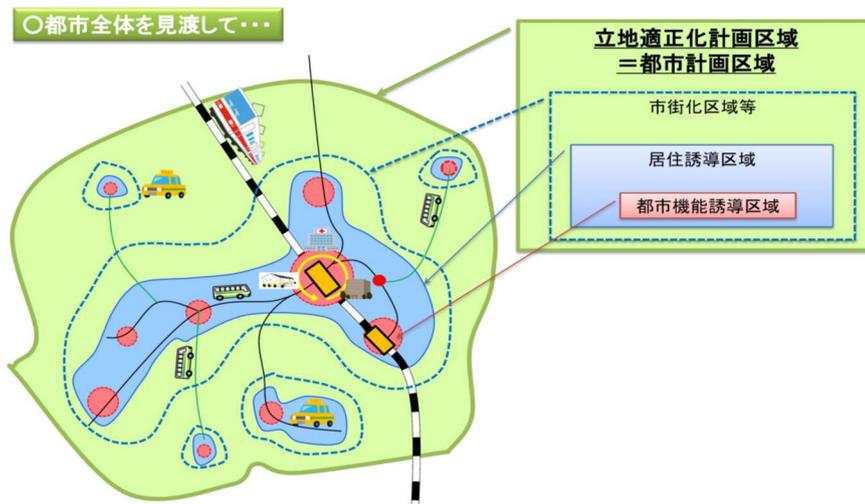
現在我が国は、急速な少子化・高齢化と人口減少が進んでいます。そのため、これからのまちづくりにおいては、特に子育て世代や高齢者が安心・安全に暮らせる生活環境の形成や、人口減少時代においても財政面・経済面で持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となります。

このような中、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、市民・事業者・行政が一体となって持続可能なまちづくりに取り組む「立地適正化計画制度」が創設されました。

立地適正化計画は、従来のまちづくり計画に加えて、医療・福祉・商業など日常生活に必要な各種施設（＝都市機能）や居住の誘導、公共交通の充実に着目した新たなまちづくりの手法です。

東松山市では、本計画の策定により、様々な都市機能や住居がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通により各種施設を利用することができる『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進します。

(2) 立地適正化計画で定める内容



◆都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集積することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域

◆誘導施設

生活利便性の向上を図るため、都市機能誘導区域内において維持・誘導を目指す施設

◆居住誘導区域

人口減少下でも、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、各種施設や地域コミュニティの持続性が確保されるよう居住を誘導する区域

(3) 届出制度の目的

立地適正化計画の策定・公表により、**都市機能誘導区域または居住誘導区域の外で特定の開発・建築等の行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法（第 88 条第 1 項、第 108 条第 1 項、第 108 条の 2 第 1 項）に基づき、事前に市へ届出を行う必要があります。**

これは、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向および居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握し、各種支援措置等の情報提供を通じた誘導区域内への立地促進や、今後の計画の見直しに活用することを目的に運用するものです。

(4) 届出の時期

届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する 30 日前まで（※都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、休止・廃止する 30 日前まで）に、都市計画課へ必要書類を提出してください。

なお、届出を行わずに、又は虚偽の届出をして、開発・建築等の行為をした場合は、都市再生特別措置法（第 130 条）に基づき、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(5) 届出に対する市の対応

市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市は、都市再生特別措置法（第 88 条第 3 項、第 108 条第 3 項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。

(6) 届出対象の行為・届出の流れ

- ◇都市機能誘導区域に関する届出 → 3 ページ以降をご覧ください。
- ◇居住誘導区域に関する届出 → 10 ページ以降をご覧ください。

(7) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法（第 35 条）の重要事項説明の対象となります。

2. 都市機能誘導区域に関する届出

(1) 届出対象の行為

次の(i)又は(ii)に該当する場合は、事前に市へ届出を行う必要があります。

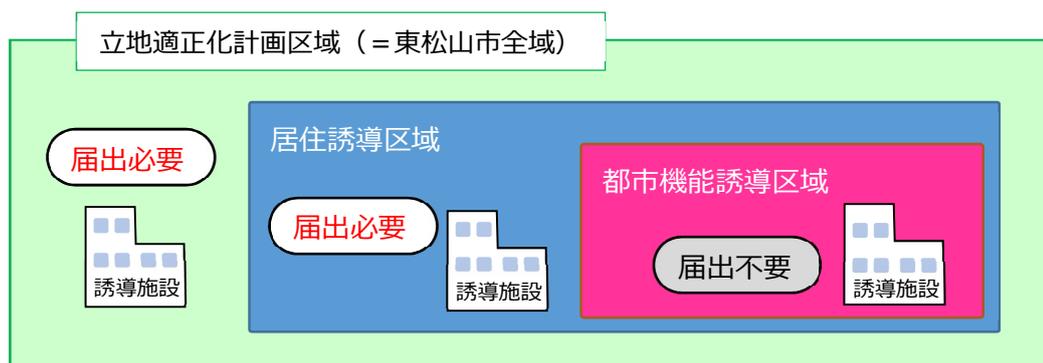
(i) 都市機能誘導区域外で以下の行為をする場合

◆開発行為

誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為をする場合

◆建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



※都市機能誘導区域内であっても、当該区域に位置付けがない誘導施設の開発・建築等を行う場合は、届出が必要になります。(例：東松山駅周辺には位置付けがあって、高坂駅周辺には位置付けがない「百貨店・総合スーパーなど」を、高坂駅周辺で建築しようとする場合は、届出が必要になります。)

※敷地が都市機能誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、届出は必要です。

(ii) 都市機能誘導区域内で当該区域に係る誘導施設を休止・廃止する場合

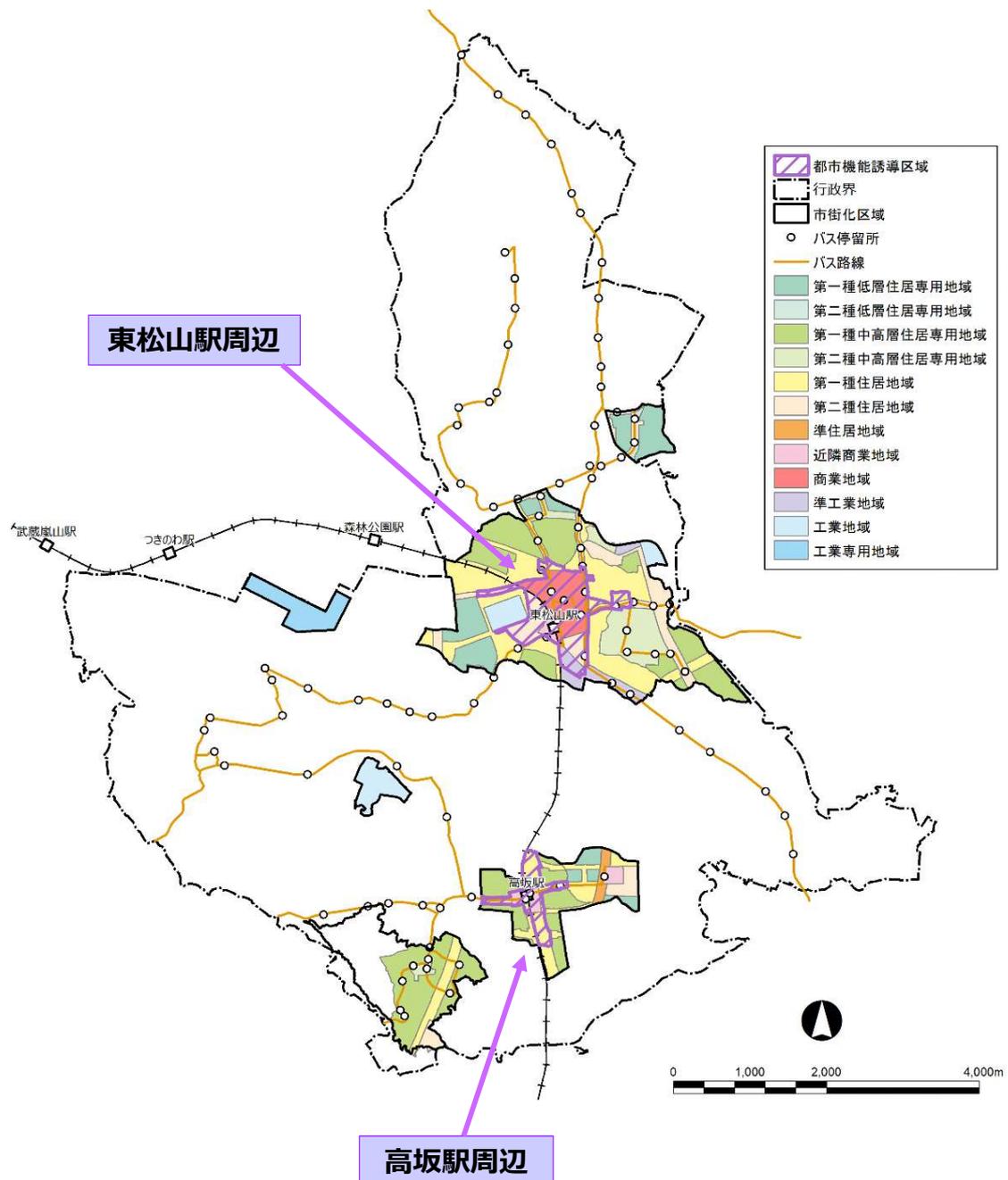


※敷地が都市機能誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、届出は必要です。

(2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は次のとおりです。

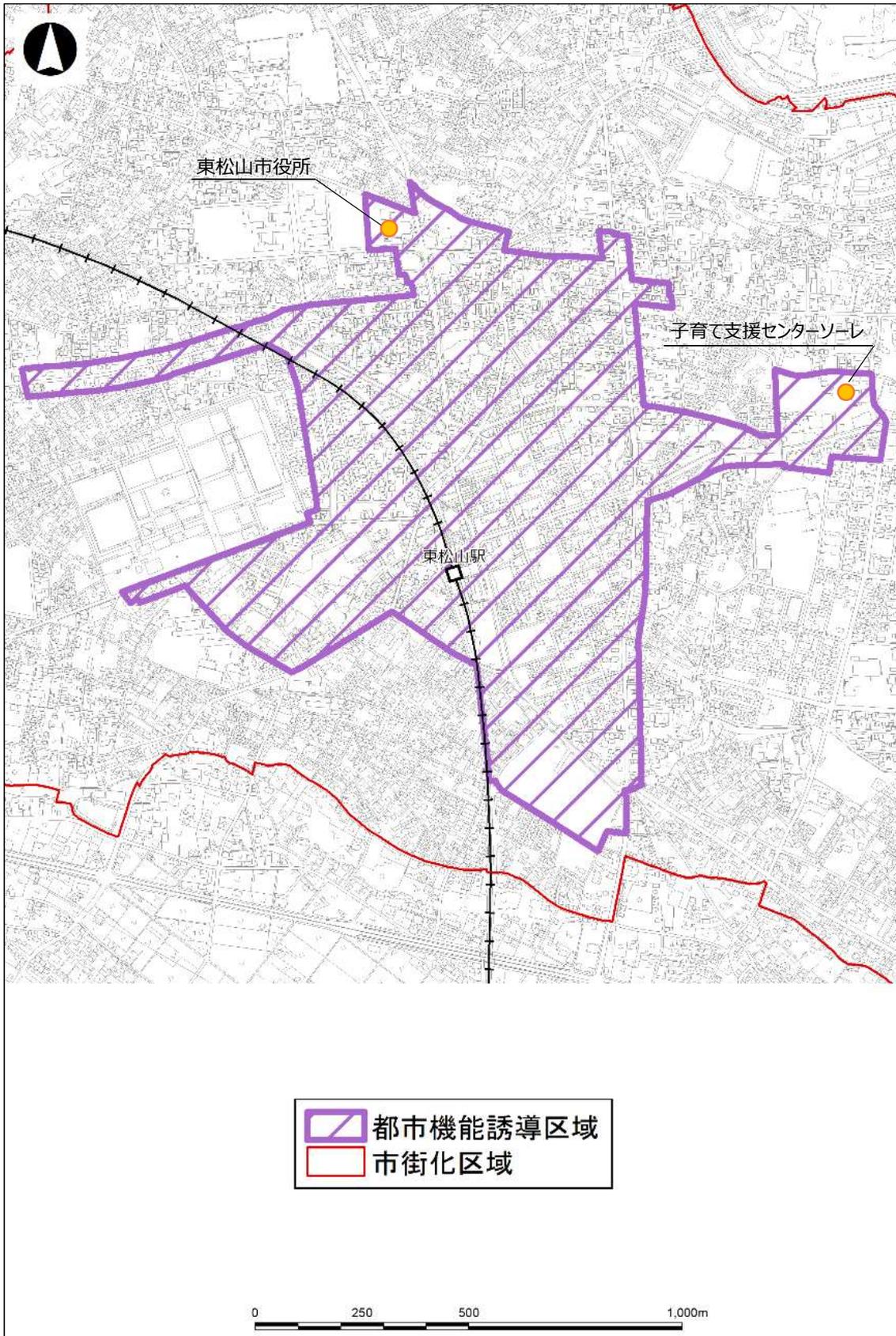
都市計画課窓口で縮尺 2,500 分の 1 の区域図を閲覧できますので、区域の詳細についてはお問い合わせください。



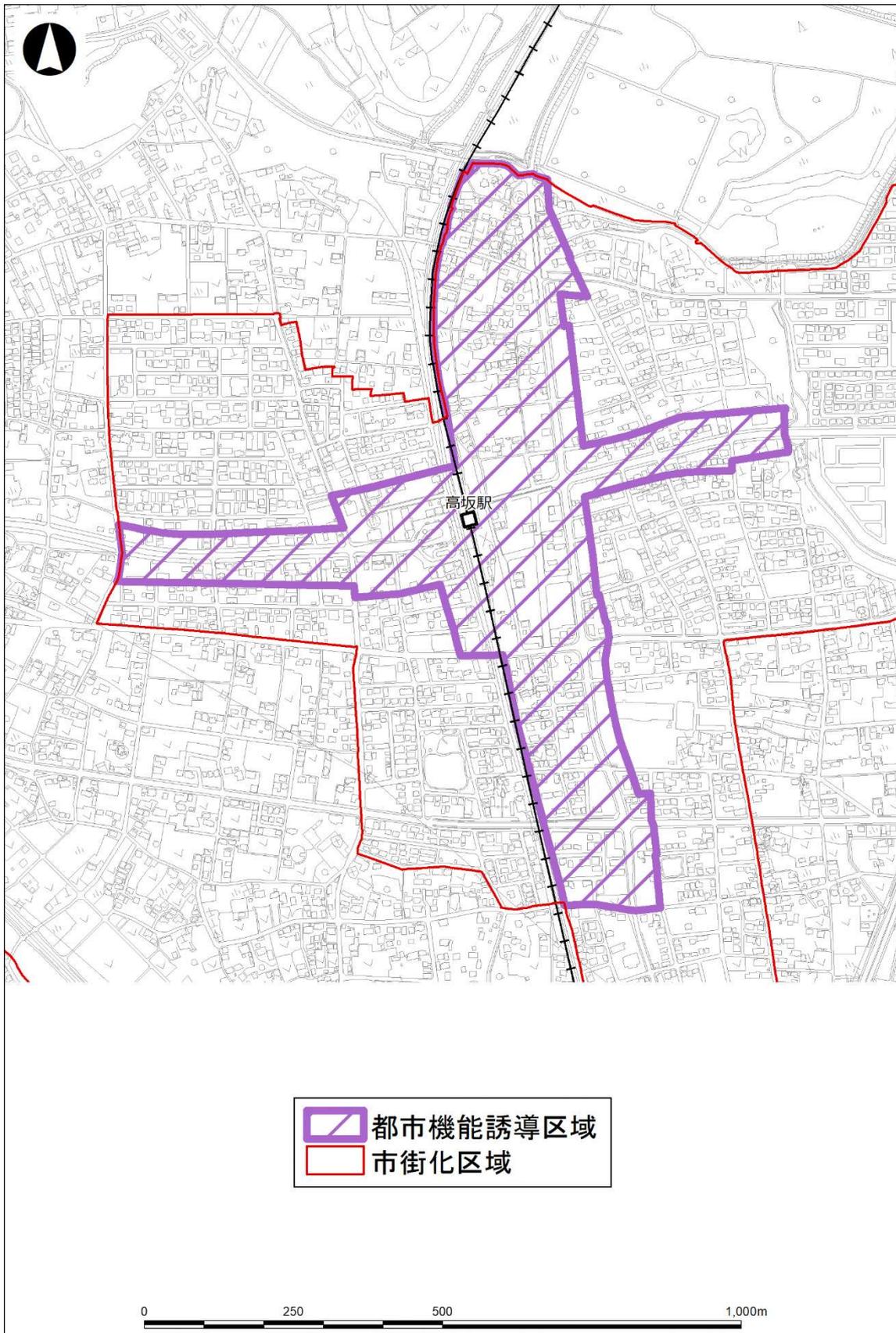
※上記区域内で土砂災害警戒区域・特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアは、都市機能誘導区域から除外します。

※上記区域内の都市公園・市管理の緑地のエリアは、都市機能誘導区域から除外します。（立地適正化計画策定後に整備したものについても、同様に除外します。）

(i) 東松山駅周辺 (拡大図)



(ii) 高坂駅周辺 (拡大図)



(3) 届出対象の施設（誘導施設）

届出の対象となる施設（誘導施設）は次のとおりです。

◆各都市機能誘導区域の誘導施設

機能	誘導施設	東松山駅周辺	高坂駅周辺
行政	市役所	○	
	保健センター	○	
文化・交流	文化・地域交流センター	○	○
	図書館	○	○
商業	百貨店・総合スーパー等	○	
	中規模のスーパー	○	○
金融	銀行・信用金庫	○	○
	郵便局・簡易郵便局	○	○
子育て支援	児童館	○	○
	地域子育て支援拠点	○	○
	分娩対応可産科・産婦人科診療所	○	○
高齢者支援	老人福祉センター	○	○
	地域包括支援センター	○	○
医療	診療所（内科、外科、小児科）	○	○

◆誘導施設の説明

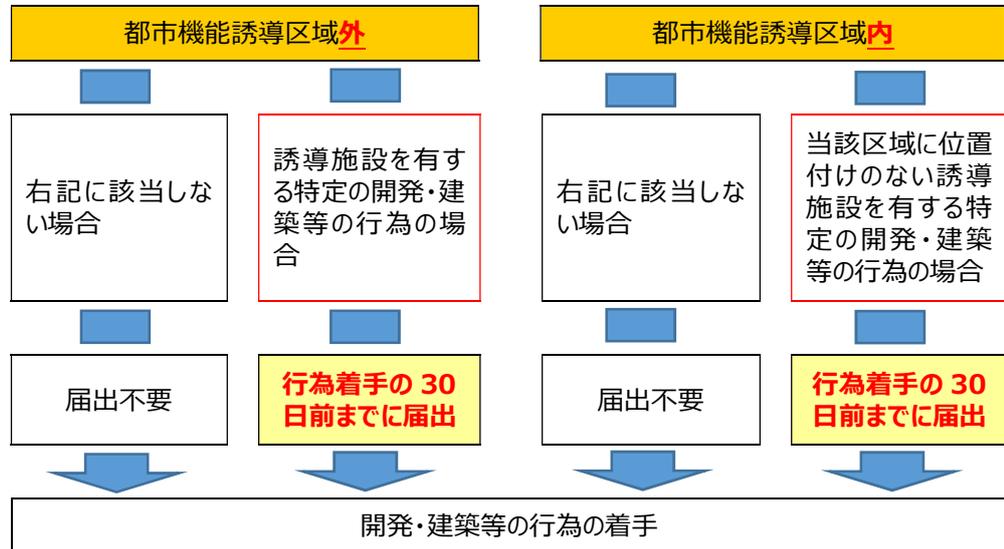
誘導施設	施設要件（規模、用途、適用法等）
市役所	地方自治法第4条
保健センター	地域保健法第18条
文化・地域交流センター	ホールや研修室等を備え、多世代が交流できる施設
図書館	図書館法第2条
百貨店・総合スーパー等	「店舗面積 3,000 m ² 超で、日本産業分類『561 百貨店・総合スーパー』に該当する店舗」、「店舗面積 3,000 m ² 超で、生鮮食料品及び日用品を扱う店舗が含まれる複合施設」、「店舗面積 3,000 m ² 超で、生鮮食料品及び日用品を扱う商業施設」
中規模のスーパー	「店舗面積 1,000 m ² 超 3,000 m ² 以下で、生鮮食料品及び日用品を扱う店舗が含まれる複合施設」、「店舗面積 1,000 m ² 超 3,000 m ² 以下で、生鮮食料品及び日用品を扱う商業施設」
銀行・信用金庫	銀行法第2条第1項、信用金庫法第4条、労働金庫法第6条
郵便局・簡易郵便局	日本郵政株式会社法第2条、簡易郵便局法第7条
児童館	児童福祉法第7条、第40条
地域子育て支援拠点	児童福祉法第6条の3第6項にもつぎ市が実施する事業
分娩対応可産科・産婦人科診療所	医療法第1条の5
老人福祉センター	老人福祉法第20条の7
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46
診療所（内科、外科、小児科）	医療法第1条の5

※店舗面積：小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定される面積）

(4) 届出の流れ

届出の流れは次のとおりです。

(i) 開発・建築等の行為をする場合



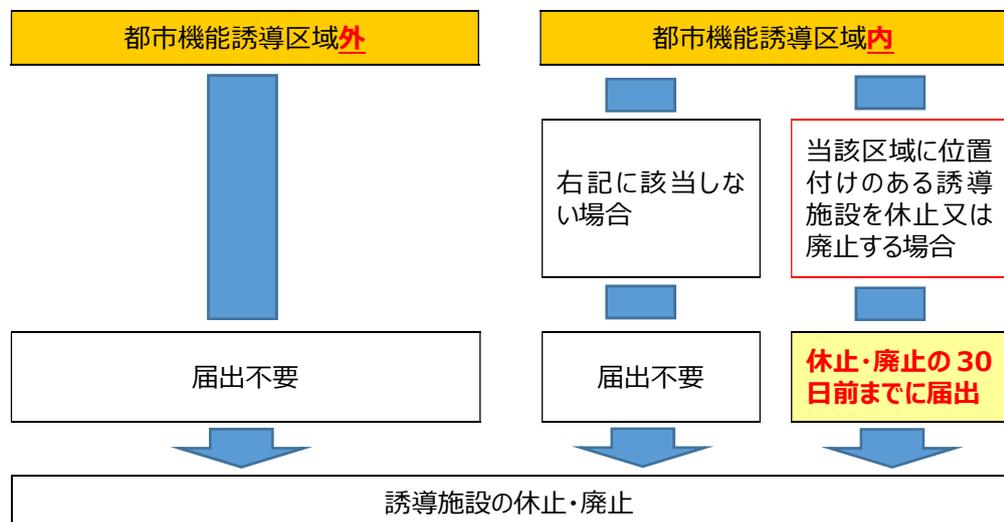
※届出の有無にかかわらず、開発許可・建築確認等の手続きは別途必要です。

※開発行為を行った上で建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要になります。

※以下の行為は、都市再生特別措置法（第108条第1項）の規定により、届出不要です。

- ①東松山市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②上記①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して上記①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

(ii) 誘導施設を休止・廃止する場合



(5) 届出書類の作成

届出は、次の (i) ~ (iv) の行為の **30 日前まで**に、必要書類を都市計画課へ提出してください。

(i) **開発行為**の場合

- ◆届出書：様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係) **1 部**
- ◆添付書類：下記①~③ **各 1 部**
 - ①現況図 (行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面：縮尺 1,000 分の 1 以上)
 - ②設計図 (土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ③その他参考資料 (案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状)

(ii) **建築等行為**の場合

- ◆届出書：様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係) **1 部**
- ◆添付書類：下記①~⑤ **各 1 部**
 - ①配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②立面図 (2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上)
 - ③平面図 (各階の平面図：縮尺 50 分の 1 以上)
 - ④その他参考資料 (案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状)

(iii) **(i) 又は (ii) の届出内容を変更**する場合

- ◆届出書：様式第 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係) **1 部**
- ◆添付書類：上記 (i)、(ii) の場合と同じ **各 1 部**

(iv) **誘導施設を休止・廃止**する場合

- ◆届出書：様式第 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係) **1 部**

【提出先】 〒355-8601
東松山市松葉町 1-1-58
東松山市 都市計画課

3. 居住誘導区域に関する届出

(1) 届出対象の行為

次の (i) 又は (ii) に該当する場合は、事前に市へ届出を行う必要があります。

(i) 居住誘導区域外で以下の開発行為をする場合

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為をする場合



- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が1,000㎡以上の場合



※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅等です。

※敷地が居住誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、届出は必要です。

(ii) 居住誘導区域外で以下の建築等行為をする場合

- ・ 3戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、3戸以上の住宅とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、3戸以上の住宅とする場合



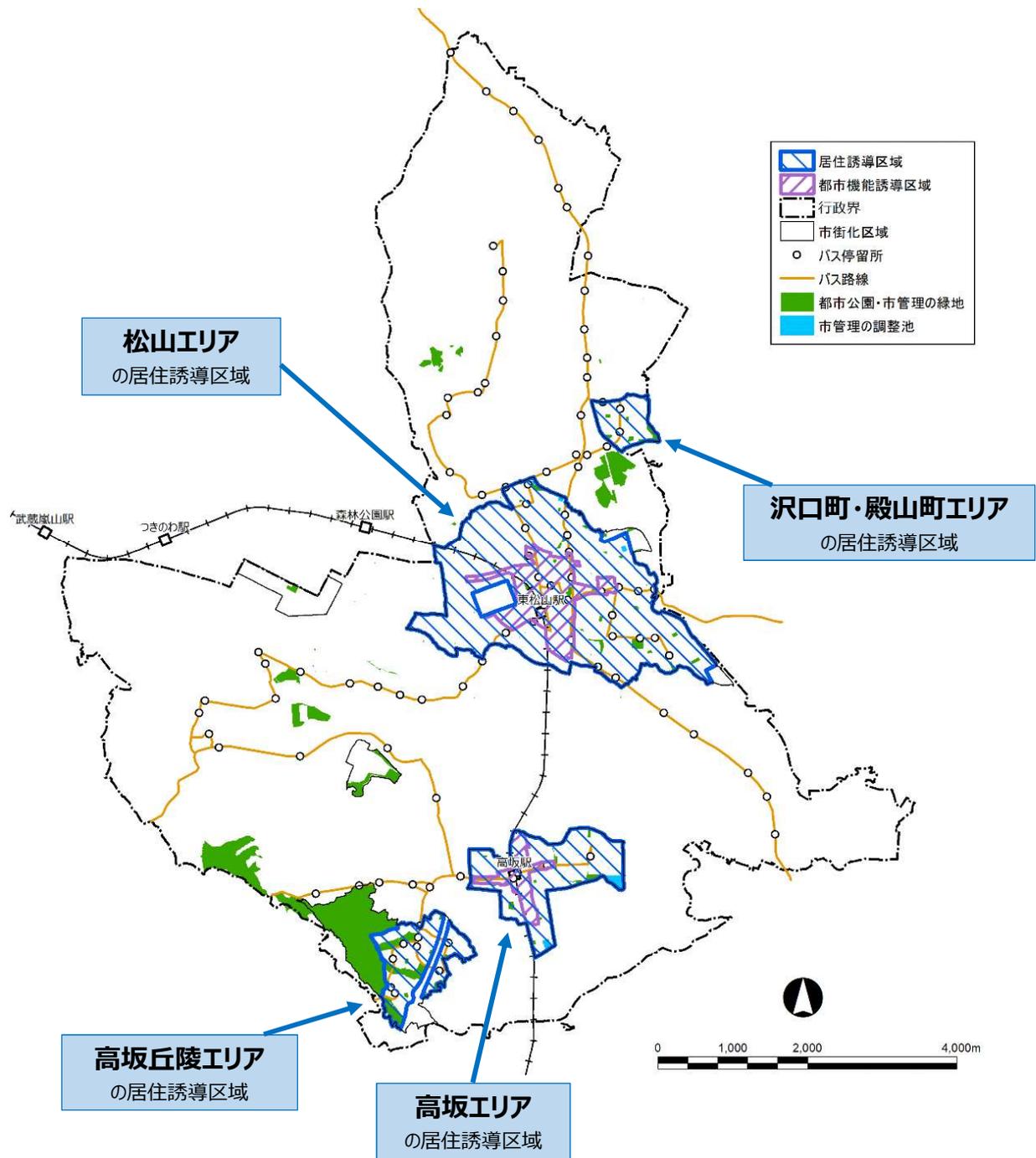
※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅等です。

※敷地が居住誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、届出は必要です。

(2) 居住誘導区域

居住誘導区域は次のとおりです。

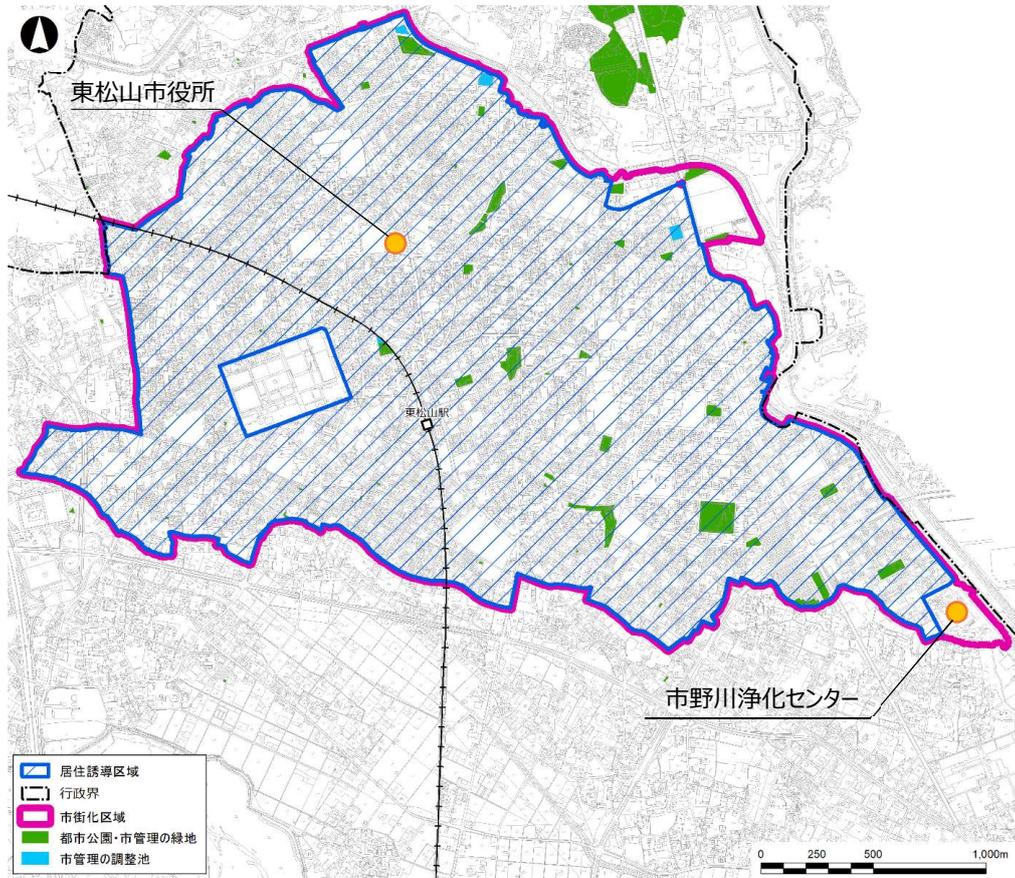
都市計画課窓口で縮尺 2,500 分の 1 の区域図を閲覧できますので、区域の詳細についてはお問い合わせください。



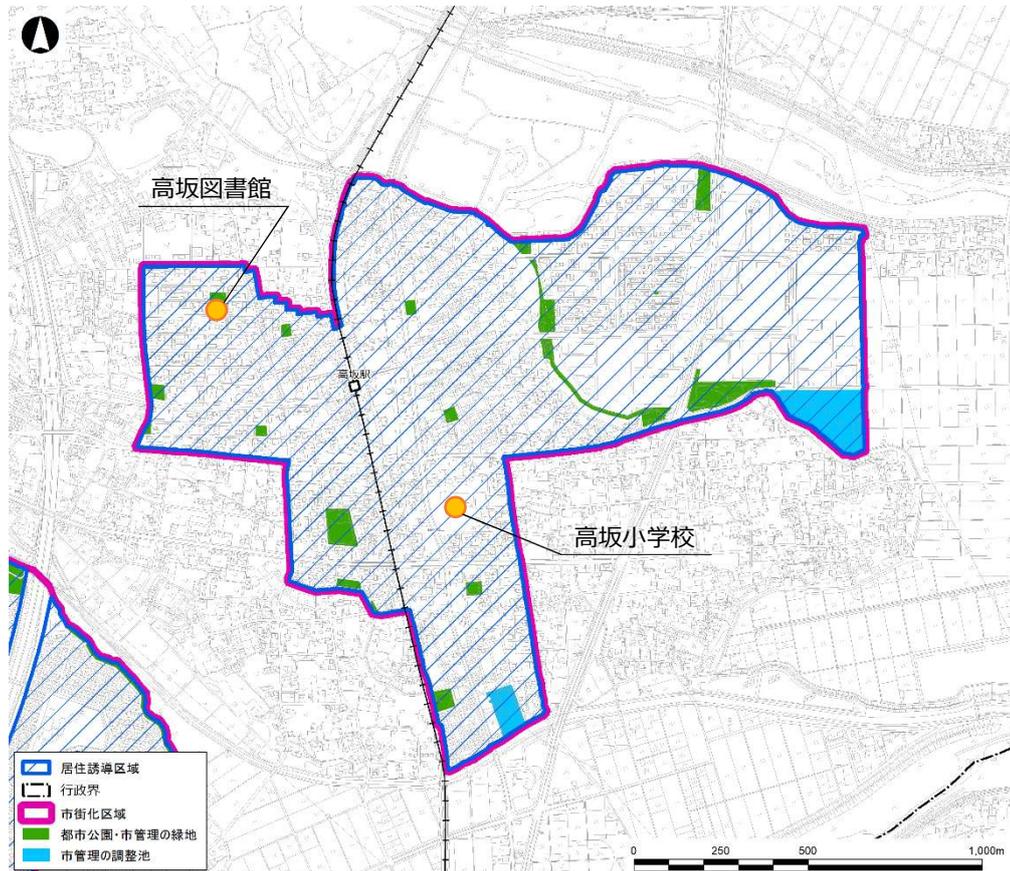
※上記区域内で土砂災害警戒区域・特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているエリアは、都市機能誘導区域から除外します。

※上記区域内の都市公園・市管理の緑地のエリアは、都市機能誘導区域から除外します。（立地適正化計画策定後に整備したのものについても、同様に除外します。）

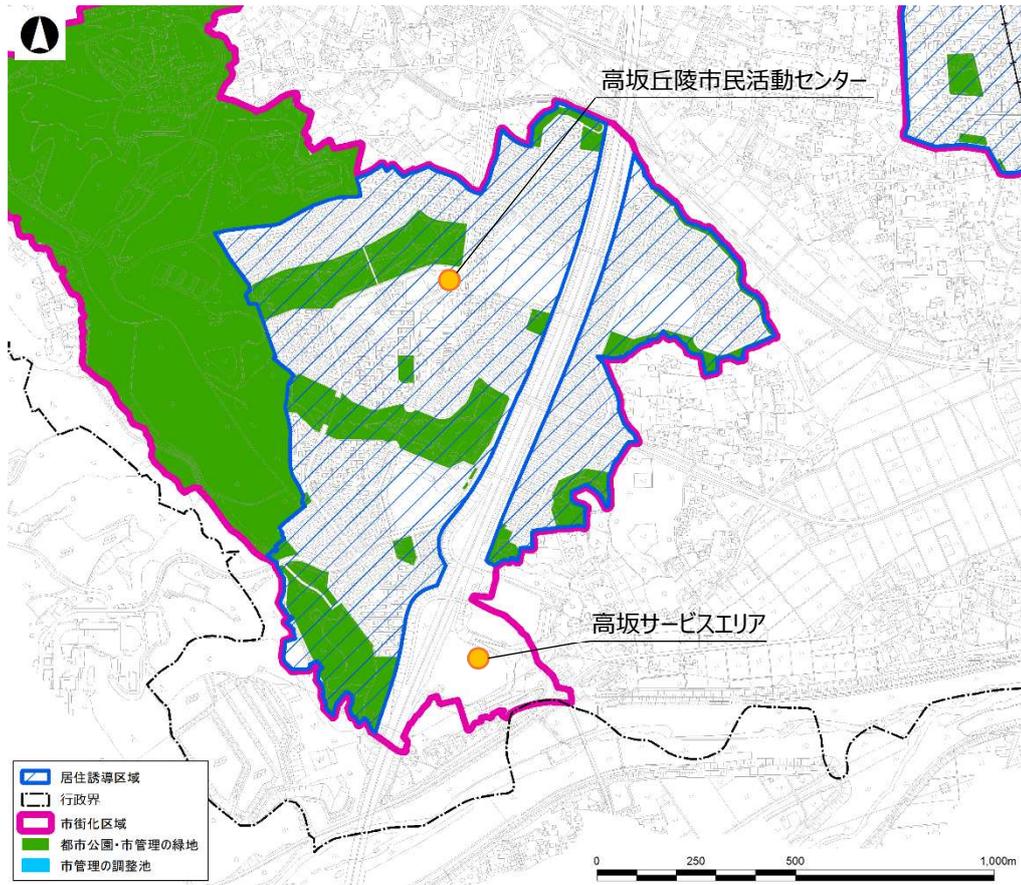
(i) 松山エリアの居住誘導区域（拡大図）



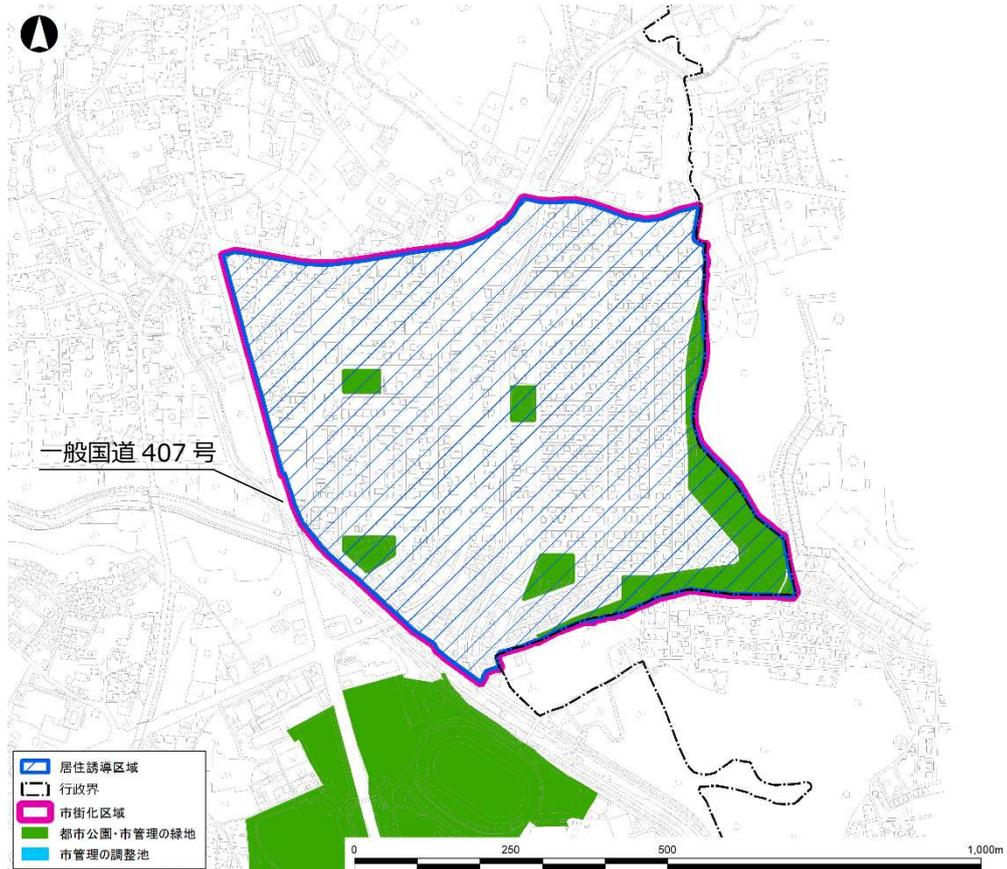
(ii) 高坂エリアの居住誘導区域（拡大図）



(iii) 高坂丘陵エリアの居住誘導区域（拡大図）

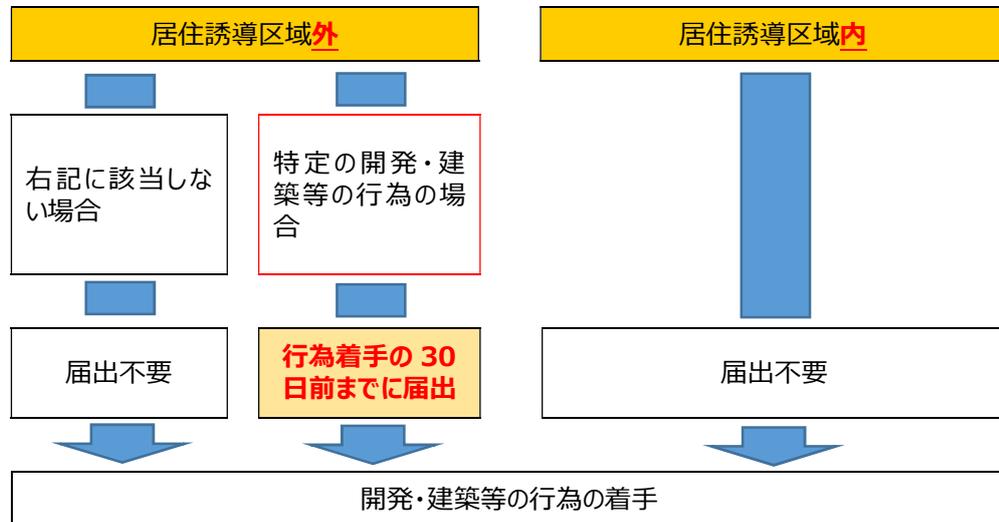


(iv) 沢口町・殿山町エリアの居住誘導区域（拡大図）



(3) 届出の流れ

届出の流れは次のとおりです。



※届出の有無にかかわらず、開発許可・建築確認等の手続きは別途必要です。

※開発行為を行った上で建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要になります。

※以下の行為は、都市再生特別措置法（第88条第1項）の規定により、届出不要です。

- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②上記①の住宅等の新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して上記①の住宅等とする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

(4) 届出書類の作成

届出は、次の (i)・(ii) の行為の **30 日前まで**に、必要書類を都市計画課へ提出してください。

(i) **開発行為**の場合

- ◆届出書：様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係) **1 部**
- ◆添付書類：下記①～③ **各 1 部**
 - ①現況図 (行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面：縮尺 1,000 分の 1 以上)
 - ②設計図 (土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ③その他参考資料 (案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状)

(ii) **建築等行為**の場合

- ◆届出書：様式第 11 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係) **1 部**
- ◆添付書類：下記①～⑤ **各 1 部**
 - ①配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②立面図 (2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上)
 - ③平面図 (各階の平面図：縮尺 50 分の 1 以上)
 - ④その他参考資料 (案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状)

(iii) **(i) 又は (ii) の届出内容を変更**する場合

- ◆届出書：様式第 12 (都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係) **1 部**
- ◆添付書類：上記 (i)、(ii) の場合と同じ **各 1 部**

【提出先】 〒355-8601
東松山市松葉町 1-1-58
東松山市 都市計画課

3. 届出書記載例

(i) 都市機能誘導区域に関する届出

様式	届出書の内容	届出書記入例
様式第 18	開発行為届出書	17 ページ
様式第 19	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	18 ページ
様式第 20	行為の変更届出書	19 ページ
様式第 21	誘導施設の休廃止届出書	20 ページ

(ii) 居住誘導区域に関する届出

様式	届出書の内容	届出書記入例
様式第 10	開発行為届出書	21 ページ
様式第 11	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	22 ページ
様式第 12	行為の変更届出書	23 ページ

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、
開発行為について、下記により届け出ます。

令和 4 年 5 月 1 日

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

東松山市長 宛て

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

地番を記入

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	中規模のスーパー
	4 工事の着手予定年月日	令和 4 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 4 年 11 月 30 日
	6 その他必要な事項	

7ページ「届出対象の施設」の誘導施設を参考に記入

添付書類 下記1～3 各1部

- 1 現況図（行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面：縮尺1,000分の1以上）
- 2 設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- 3 その他参考資料（案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状）

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

（該当するものに☑）

について、下記により届け出ます。

令和4年5月1日
 東松山市長 宛て

届出日を記入
 （工事着手の30日前まで）

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	東松山市〇〇町〇〇丁目 1番（宅地） 3,000㎡ 2番（畑） 2,000㎡	7ページ「届出対象の施設」の誘導施設を参考に記入
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	中規模のスーパー	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	工事着手予定日：令和4年6月1日	工事の着手予定日を記入

添付書類 下記1～4 各1部

- 1 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- 2 立面図（2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- 3 平面図（各階の平面図：縮尺50分の1以上）
- 4 その他参考資料（案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状）

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

令和4年5月1日

東松山市長 宛て

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇

—〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和4年5月1日

2 変更の内容

- ・開発区域の面積の変更 (5,000㎡ → 4,000㎡)
- ・工事の着手予定年月日の変更 (令和4年6月1日 → 令和4年7月1日)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和4年7月1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和4年10月30日

添付書類 1部

- ・開発行為の場合：様式第18と同様
- ・建築等行為の場合：様式第19と同様

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休止・廃止の30日前まで)

令和4年5月1日

東松山市長 宛て

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇

—〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

該当に〇

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 〇〇〇〇

用途 中規模のスーパー

所在地 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇—〇

7ページ「届出対象の施設」の誘導施設を参考に記入

2 休止(廃止)しようとする年月日

令和4年6月30日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和4年9月から除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和4年7月1日

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

東松山市長 宛て

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

地番を記入

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建て住宅〇戸
	4 工事の着手予定年月日	令和4年8月1日
	5 工事の完了予定年月日	令和5年1月30日
	6 その他必要な事項	

添付書類 下記1～3 各1部

- 1 現況図（行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面：縮尺1,000分の1以上）
- 2 設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- 3 その他参考資料（案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状）

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

市再生特別措置法第88条第1項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和4年7月1日

東松山市長 宛て

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	東松山市〇〇町〇〇丁目 1番(宅地) 500㎡ 2番(畑) 200㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	戸建て住宅〇戸
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事着手予定日：令和4年8月1日

添付書類 下記1～4 各1部

- 1 配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上)
- 2 立面図 (2面以上の立面図：縮尺50分の1以上)
- 3 平面図 (各階の平面図：縮尺50分の1以上)
- 4 その他参考資料 (案内図、求積図、代理人が申請する場合は委任状)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

令和4年8月1日

東松山市長 宛て

届出者住所 東松山市〇〇町〇〇丁目〇〇

—〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定及び東松山市立地適正化計画に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和4年7月1日

2 変更の内容

- ・住宅用区画数の変更（5区画 → 10区画）
- ・工事の着手予定年月日の変更（令和4年8月1日 → 令和4年9月1日）

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和4年9月1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和4年12月30日

添付書類 1部

- ・開発行為の場合：様式第10と同様
- ・建築等行為の場合：様式第11と同様

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【問い合わせ先】

東松山市 都市計画課

[電 話] 0493-23-2221 (代表)

[メール] toshikeikakuka@city.higashimatsuyama.lg.jp